

第 1 節 現 況

1 苦情の実態

工場・事業場から発生する騒音・振動により苦情となる事例は、規制対象以外の設備からの音や作業に伴う音などによるものが、ほとんどを占めています。

建設作業に伴う騒音の苦情は、作業場所が住居に隣接している場合など、発生源との距離が近いことや、作業が短期間で一時的なものであること、騒音の程度が大きいことなどが特徴です。

近隣騒音の苦情は、飲食店等のカラオケや拡声機、冷暖房機の室外機や揚水ポンプからの音、生活騒音などがあります。

振動の苦情については、特定建設作業の杭打ち時や、解体作業時に重機類が移動することにより発生する振動が付近の建物に影響を与え、被害が発生することなどがあります。

また、道路の自動車等の交通に伴う騒音、振動の苦情もあります。

平成22年度の騒音・振動に係る苦情件数は、当課に寄せられた総苦情件数231件のうち、107件（騒音85件、振動22件）で約46%を占めています。

苦情の内訳は、表5-1のとおりです。

表 5 - 1 騒音・振動苦情の内訳

①騒音苦情の内訳

発 生 源	件 数
工場・事業場	20
建設作業	39
自動車	1
航空機	0
鉄 道	0
営 業	5
拡 声 機	2
家庭生活	12
空ぶかし	1
そ の 他	5
合 計	85 件

②振動苦情の内訳

発 生 源	件 数
工場・事業場	6
建設作業	9
道 路 交 通	6
鉄 道	1
そ の 他	0
合 計	22 件

2 自動車騒音・道路交通振動

本市では、自動車騒音・道路交通振動の状況を把握するため測定を行っています。

平成22年度は、8地点で騒音測定を行いました。測定結果は、表5-2のとおりであり、8地点全てにおいて騒音規制法に基づく要請限度の数値内でした。

また、平成22年度は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づき、市内124区間のうち25区間について調査し、自動車騒音の面的評価は過年度分(平成19年度調査の22区間、平成20年度調査の22区間および平成21年度調査の25区間)を含めた94区間について行いました。

自動車騒音の面的評価は、道路端から50m以内に立地する住居等への騒音の影響を把握するために行うもので、評価結果は表5-3のとおりです。

道路交通振動については、苦情があった1地点で測定を行いました。測定結果は振動規制法に基づく要請限度の数値内でした。

表5-2 自動車騒音測定結果

等価騒音レベル (単位: デシベル)

測定地点	時間帯		夜間(22~6時)		都市計画用途地域	要請限度区域 環境基準地域
	昼間(6~22時)		測定値	基準値		
九州縦貫自動車道鹿児島線 (伊敷四丁目)	57	○ 75	49	○ 70	一住	b区域 B地域
		○ 70		○ 65		
国道3号 (伊敷八丁目)	74	○ 75	69	○ 70	一住	b区域 B地域
		× 70		× 65		
国道328号 (郡山町)	68	○ 75	61	○ 70	準住居	b区域 B地域
		○ 70		○ 65		
鹿児島東市来線 (上谷口町)	71	○ 75	63	○ 70	一住	b区域 B地域
		× 70		○ 65		
永吉入佐鹿児島線 (田上三丁目)	70	○ 75	66	○ 70	準住居	b区域 B地域
		○ 70		× 65		
鹿児島港線 (住吉町)	72	○ 75	69	○ 70	商業	c区域 C地域
		× 70		× 65		
国道3号 (石谷町)	58	○ 75	51	○ 70	一住	b区域 B地域
		○ 70		○ 65		
パース通線 (樋之口町)	64	○ 75	59	○ 70	商業	c区域 C地域
		○ 70		○ 65		

※基準値欄の上段は要請限度、下段は環境基準のそれぞれ評価及び基準値を示す。

評価は、基準値に比較して、基準達成を○で、基準非達成を×でそれぞれ示す。

表 5 - 3 自動車騒音の面的評価結果

(単位 戸数：戸、割合：%)

項目	評価 区間	項目	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④
全 体 (7) + (1)	337 km	戸数	39,199	38,061	262	36	840
		割合	—	97.1	0.7	0.1	2.1
近接空間 (7)		戸数	16,170	15,413	155	8	594
		割合	—	95.3	1.0	0.0	3.7
非近接空間 (1)		戸数	23,029	22,648	107	28	246
		割合	—	98.3	0.5	0.1	1.1

※・「近接空間」とは、幹線交通を担う道路に近接する空間を言い、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲を言う。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15m

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20m

- ・「非近接空間」とは、50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所を言う。
- ・「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）及び自動車専用道路を言う。
- ・基準値は、騒音に係る環境基準の表5-15、表5-16、表5-17の環境基準である。
- ・住居等とは、住居・学校・病院及びこれに類するものをいう。

3 一般地域の環境騒音

本市では、一般地域の環境騒音の状況を把握するため、平成22年度10地点で騒音測定を実施しました。

測定結果は、表5-4のとおりで10地点全てにおいて昼夜とも環境基準を達成していました。

表5-4 騒音測定結果

(単位：デシベル)

番号	測定地点	地域	測定値 (等価騒音レベル)		環境基準		用途地域
			昼間	夜間	昼間	夜間	
1	緑ヶ丘町	A	52	41	○ 55	○ 45	一低
2	上谷口町	A	42	36	○ 55	○ 45	一中
3	東坂元四丁目	A	44	37	○ 55	○ 45	一低
4	城山一丁目	A	42	37	○ 55	○ 45	一低
5	西陵六丁目	A	47	37	○ 55	○ 45	一低
6	与次郎一丁目	C	54	47	○ 60	○ 50	商業
7	小原町	A	44	35	○ 55	○ 45	一低
8	谷山中央五丁目	B	47	37	○ 55	○ 45	一住
9	光山二丁目	A	47	40	○ 55	○ 45	一低
10	郡山町	A	42	34	○ 55	○ 45	一中

※評価は、基準値に比較して、達成を○で、非達成を×でそれぞれ示す。

A、B及びC地域の区分は知事が定めた次の区域をいう。

A地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途指定なし

C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

第 2 節 対 策

1 騒音・振動の特徴

(1) 騒音の特徴

騒音とは、「好ましくない音」、「不必要な音」と一般に定義されていますが、この区別は個人によって違います。同じ音を聞いていても、ある人は好きな音でも別の人はそう思っていないこともあり、また、聞く人の心理状態や健康状態などによっても感じ方が違うなど、その時の状況によって異なったりすることがあります。このように、その判断が個人の主観によるところに騒音問題の難しさがあり、感覚公害といわれるゆえんです。

一般に、極めて大きな音、音色の不愉快な音、必要な音の聴取を妨げる音、思考や休養、作業等を妨げる音が騒音であるといえます。

音の大きさは、人間の聴感覚を考慮したデシベル「dB」という単位であらわします。私たちの身近でよく聞く音とデシベルとの関係は表5-5のとおりです。

表5-5 音の大きさのめやす [デシベル]

120	飛行機離着陸音	
110	自動車の警笛 (前方 2 m)	
100	電車が通る時のガード下	
90	騒々しい工場の中・カラオケ (店内)	
80	ピアノ (正面 1 m)	
70	電話のベル・騒々しい街頭	
60	普通の会話・平均的な事務所内	
50	静かな住宅地の昼・静かな事務所	
40	静かな住宅地の深夜・図書館	
30	人のささやき声	
20	置時計の秒針の音 (前方 1 m)	

(2) 振動の特徴

公害として問題になる振動は、工場等に設置されている機械、建設工事等で使用される重機類、道路交通等に伴って発生する人為的なものであって、これらの振動が、周囲の地盤を伝播して周辺住民の生活環境や物的被害、精神的な被害を与えるなどして問題とされるものです。

公害振動の一般的な特徴としては、その大きさが地震の震度階級でいう微震（震度1）から弱震（震度3）の範囲にあること、また伝播距離は振動源からおおよそ20～30mであること、それに鉛直振動が水平振動より大きいことなどです。

振動の大きさは、人間の振動感覚を考慮したデシベル「dB」という単位であらわします。

振動レベルと振動による影響との関係は表5-6のとおりです。

表5-6 振動レベル（地表換算値）と振動による影響の関係

		(生理的影響等)	(睡眠影響)	(住民反応)
	d B			
弱震 (3)	90	人体に有意な生理的影響が生じ始める		
	80	産業職場における快感減退境界 (8時間暴露)	睡眠深度1、2共 全て覚醒する	よく感じるという訴え率が50%になる
	70	◇軽度の物的被害に対する被害感がみられる		
軽震 (2)			睡眠深度1、2共 覚醒する人が多い	よく感じるという訴え率が40%になる
			睡眠深度1の場合は 全て覚醒する	よく感じるという訴え率が30%になる
微震 (1)	60		睡眠深度1の場合は 過半数が覚醒する	
		振動を感じ始める (閾値)	睡眠影響は殆ど無い	やや感じるという訴え率が50%になる
無感 (0)	50		◇住居内振動の認知限界	
	40	常時微動		

※睡眠深度 「1」：浅睡眠期、「2」：中等度睡眠期

2 法令に基づく規制

工場及び事業場又は特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動を個々に規制する法令として、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び鹿児島市環境保全条例（平成16年条例第12号）があります。

(1) 騒音に係る規制

騒音規制法では、騒音を防止することにより生活環境を保全する必要があると認める地域を県知事が指定していましたが、平成8年4月の中核市移行に伴い、市長が指定することになり、本市では平成8年10月1日に規制地域等の変更を行いました（平成8年9月19日告示第496号）。

また、平成16年11月の市町村合併に伴い、新たに平成16年11月1日に規制地域等の変更を行いました（平成16年10月27日告示第648号）。さらに、平成23年4月1日の規制地域等の変更においては、規制基準区域の指定方法をこれまでの地図指定から用途地域主体のものに変え、以後に用途地域の変更等が行われた場合には、変更後の用途地域に応じた規制基準が適用されることとしました（平成23年3月10日告示第245号）。これまで同様概ね都市計画法に基づく工業専用地域以外の地域が規制地域となっています。

法律ではこの規制地域内において、法律で定める特定施設を設置している工場及び事業場から発生するすべての騒音並びに、建設工事のうち、特定建設作業（表5-10参照）に伴って発生する騒音を規制するとともに、道路交通に起因する自動車騒音についての対策の要請等ができます。

鹿児島市環境保全条例は、規制地域内（法律と同一）において、法律で定める特定施設を設置していない工場及び事業場のうち、同条例で定める特定施設を設置している工場及び事業場から発生するすべての騒音について規制基準（法律と同一）を定め、また深夜営業騒音及び拡声機使用についての制限を定めています。

(2) 振動に係る規制

振動規制法は、騒音規制法と同様な法律体系で、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を市長が指定（平成23年3月10日告示第246号）し、この規制地域内において法律で定める特定施設を設置している工場及び事業場から発生するすべての振動並びに、建設工事のうち、特定建設作業（表5-10参照）に伴って発生する振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請をすることができず。

鹿児島市環境保全条例は、規制地域内（法律と同一）において、法律で定める特定施設を設置していない工場及び事業場のうち、同条例で定める特定施設を設置している工場及び事業場から発生するすべての振動について規制基準（法律と同一）を定めています。

表 5 - 7 規制地域等の改正の変遷

公示日	施行日	文書番号	変更内容
昭和 45 年 3 月 27 日	昭和 45 年 6 月 1 日	県告示第 319、321 号	鹿児島市を騒音規制法の規制地域に指定
昭和 53 年 10 月 6 日	昭和 53 年 11 月 1 日	県告示第 1127 号	鹿児島市を振動規制法の規制地域に指定
平成 8 年 9 月 19 日	平成 8 年 10 月 1 日		鹿児島市が中核市に指定(平成 8 年 4 月 1 日)されたことに伴い、鹿児島市長が騒音規制法、振動規制法の規制地域の指定を行う。
		(市告示 496 号)	① 騒音規制法に基づく地域の指定について
		(市告示 497 号)	② 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準の設定について
		(市告示 498 号)	③ 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定について
		(市告示 499 号)	④ 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の規定に基づく区域及び時間の指定について
		(市告示 500 号)	⑤ 振動規制法に基づく地域の指定について
		(市告示 501 号)	⑥ 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準の設定について
		(市告示 502 号)	⑦ 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定について
		(市告示 503 号)	⑧ 振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び時間の指定について
平成 12 年 10 月 10 日	平成 12 年 11 月 1 日	市告示 522 号	騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の規定に基づく区域の指定について
平成 16 年 10 月 27 日	平成 16 年 11 月 1 日		5 町との合併に伴う騒音規制法、振動規制法の規制地域の変更を鹿児島市長が公示する。
		(市告示 648 号)	① 騒音規制法に基づく地域の指定について
		(市告示 649 号)	② 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定について
		(市告示 650 号)	③ 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定について
		(市告示 651 号)	④ 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の指定について
		(市告示 652 号)	⑤ 振動規制法に基づく地域の指定について
		(市告示 653 号)	⑥ 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準の設定について
		(市告示 654 号)	⑦ 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定について
		(市告示 655 号)	⑧ 振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び時間の指定について
平成 23 年 3 月 10 日	平成 23 年 4 月 1 日	(市告示 245 号)	⑨ 騒音規制法に基づく地域の指定、規制基準の設定等について
		(市告示 246 号)	⑩ 振動規制法に基づく地域の指定、規制基準の設定等について

図5-1 騒音規制法の体系図

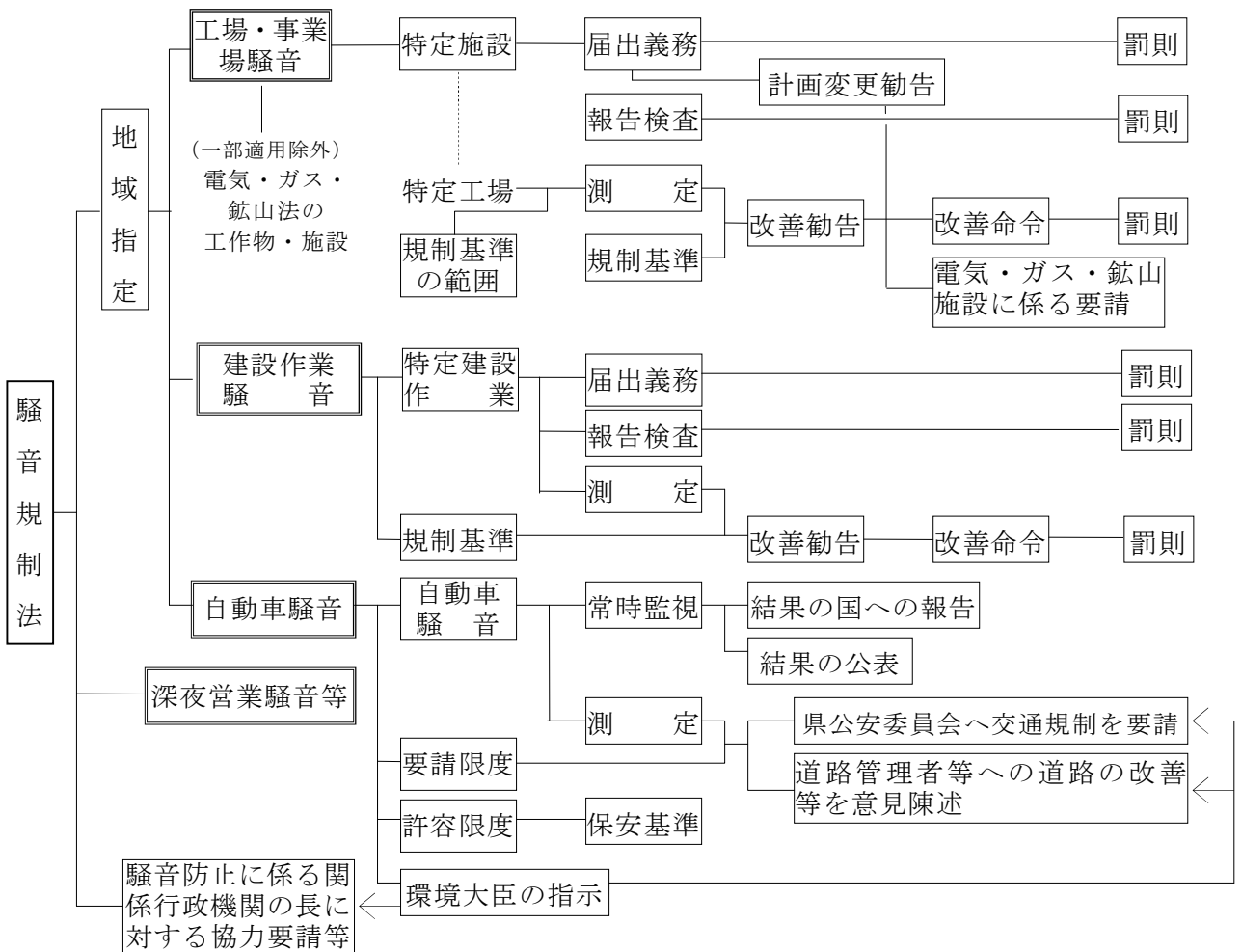
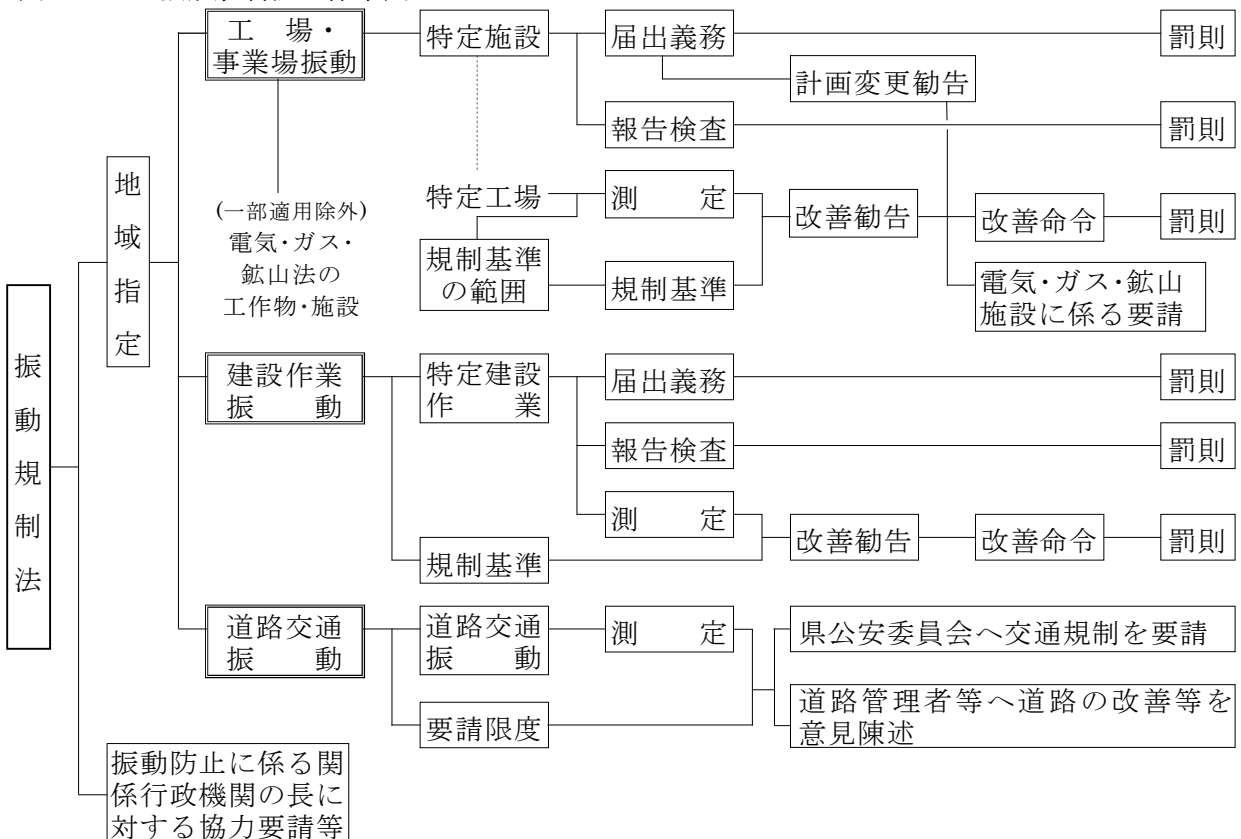


図5-2 振動規制法の体系図



(3) 規制基準等

ア 工場・事業場に対する規制基準

騒音規制法、振動規制法及び鹿児島市環境保全条例で定める特定施設を設置する工場及び事業場は、表5-8の騒音規制基準又は表5-9の振動規制基準を遵守しなければなりません（平成23年3月10日告示第245号（騒音）、告示第246号（振動））。

表5-8 騒音の規制基準（騒音規制法・市条例とも同じ）（単位：デシベル）

区域の区分	基準値			都市計画法に基づく用途地域
	昼間 8時～19時	朝6時～8時 夕19時～22時	夜間 22時～6時	
第一種区域	50	45	40	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 東俣町の一部の区域
第二種区域	60	50	45	第一種区域、第三種区域及び第四種区域以外の区域
第三種区域	65	60	50	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 西俣町、桜島横山町、喜入町及び喜入中名町の一部の区域
第四種区域	70	65	55	工業地域 郡山岳町及び喜入中名町の一部の区域

- (備考) 1 鹿児島市全域（工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区を除く）が対象になります。
2 規制基準は、特定施設を設置している工場又は事業場の敷地境界線上での規制になります。

表5-9 振動の規制基準（振動規制法・市条例とも同じ）（単位：デシベル）

区域の区分	基準値		都市計画法に基づく用途地域
	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)	
第一種区域	60	55	第二種区域以外の区域
第二種区域	65	60	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 郡山岳町、西俣町、桜島横山町、喜入町及び喜入中名町の一部の区域

- (備考) 1 鹿児島市全域（工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区を除く）が対象になります。
2 規制基準は、特定施設を設置している工場又は事業場の敷地境界線上での規制になります。

イ 特定建設作業の規制基準

指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が、表5-10の規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、施工者に対し、騒音・振動の防止の方法を改善し、又は作業時間の変更を勧告することができます（平成23年3月10日告示第245号（騒音）、告示第246号（振動））。

表5-10 特定建設作業の種類と規制基準

	特定建設作業に用いられる機械名	騒音・振動の基準値	作業ができない時間帯		1日あたりの作業時間		同一場所における作業期間		日曜・休日の作業
			第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
騒音規制法	①くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	85 デシベル	午後7時～ 午前7時	午後10時～ 午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと		原則として禁止
	②びょう打機								
	③さく岩機								
	④空気圧縮機								
	⑤コンクリートプラント アスファルトプラント								
	⑥バックホウ (80kw以上)								
	⑦トラクターショベル (70kw以上)								
	⑧ブルドーザー (40kw以上)								
※①については、アースオーガ併用は除く ※⑥～⑧については、環境大臣が指定するものは除く									
振動規制法	①くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	75 デシベル	午後7時～ 午前7時	午後10時～ 午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと		原則として禁止
	②鋼球								
	③舗装版破碎機								
	④ブレーカー (手持式を除く)								

- 1 鹿児島市全域（工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区を除く）が対象になります。
 - 2 第1号区域：特定工場等騒音の規制基準表（表5-8）に掲げる第一種区域、第二種区域、第三種区域並びに第四種区域のうち、学校・病院等の敷地の周囲概ね80m以内の区域内
 - 3 第2号区域：第1号区域以外の区域
- *基準値：特定建設作業の敷地の境界線での値
 *騒音規制の⑥⑦⑧は、平成9年10月1日より追加
 *原則として、都市計画法に基づく用途地域ごとに規制地域を区分していますが、用途地域の指定がない地域においても規制地域の指定を行っています。

ウ 自動車騒音・道路交通振動の要請限度

要請限度は、騒音規制法及び振動規制法に基づくもので、自動車騒音又は道路交通振動がこの限度を超えていることにより、その周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、市長が県公安委員会や道路管理者に対し交通規制や速度制限、道路の管理などを要請することができます。限度は環境省令で定められており、騒音については平成12年3月に改正され、評価手法や基準値、時間帯区分等が変更されました。

表5-11 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

（単位：デシベル）

区 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時
a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

（備考）1 区域の区分は、市長が定めた次の区域をいいます。

a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2 工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区は
区域指定外となります。

3 原則として、都市計画法に基づく用途地域ごとに規制地域を区分していま
すが、用途地域の指定がない地域においても規制地域の指定を行っています。

（幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例）

（単位：デシベル）

表5-11に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する 区域	基 準 値	
	昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時
	75	70

（備考）幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る）、自動車専用道路をいい、幹線交通を担う道路に近接する区域とは、

2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m

2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20m

までの範囲をいいます。

表 5-12 道路交通振動の要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	基準値	
	昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第一種区域	65	60
第二種区域	70	65

(備考) 区域の区分は、振動規制法の規制基準の区分と同じです。

エ 深夜営業の基準

鹿児島市環境保全条例に基づき、飲食店等の深夜における営業に伴う騒音が表 5-13 に示す騒音基準に適合しないことにより、その周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、営業時間の制限又は騒音防止方法の改善を命ずることができます。

表 5-13 飲食店等の深夜における騒音基準 (単位：デシベル)

対象営業	規制時間	対象区域	基準値
飲食店 喫茶店 興行場 ボーリング場 等	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで	第一種区域	40
		第二種区域	45
		第三種区域	50
		第四種区域	55

※各区域の区分は、騒音の規制基準と同じです。

オ 拡声機使用の制限

鹿児島市環境保全条例に基づき、住居の環境が良好である区域又は学校もしくは病院周辺の区域での拡声機の使用を制限し、あるいは商業宣伝を目的とした航空機による拡声機の使用を禁止しています。

商業宣伝を目的として拡声機を使用するときは、表 5-14 の事項を遵守しなければなりません。

表 5-14 拡声機使用時の遵守事項

区分	遵守事項
放送時間	午前 8 時から午後 7 時まで
放送間隔	10 分以内／回とし、15 分以上の休止時間を置く (拡声機を移動して使用する場合を除く)
拡声機の間隔	50m 以上とする
道路の制限	市街化調整区域を除き、幅員 5 m 未満の道路では使用しない (拡声機を移動して使用する場合は、幅員 4 m 未満の道路)
拡声機的位置	地上 5 m 以上の位置で拡声機を使用しない

音量の規制値	音源から 10m の距離において 75 デシベル以下であること
--------	---------------------------------

3 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準として定められています。この基準は、総合的な騒音防止対策を進めるうえでの行政上の目標であり、個々の騒音の発生源を規制するものではありません。

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が定められており、地域の指定権限のある県知事により、本市を含む地域の環境基準の類型指定が下表のとおり行われています。

なお、航空機・鉄道・建設作業騒音には、この基準は適用されません。航空機・新幹線鉄道騒音には別に環境基準が定められています。

表 5 - 15 一般地域の環境基準（等価騒音レベル）

（単位：デシベル）

地域の類型	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

（備考）A、B及びC地域の区分は知事が定めた次の区域をいいます。

A地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 5 - 16 道路に面する地域の環境基準（等価騒音レベル）

（単位：デシベル）

地域の区分	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

（備考）A、B及びC地域の区分は一般地域の環境基準の区分と同じです。

車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

表5-17 道路に面する地域の環境基準の特例（等価騒音レベル）

（単位：デシベル）

地域の区分	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
幹線交通を担う道路に近接する空間	70以下	65以下

（備考）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができます。

注）「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）、自動車専用道路をいいます。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲が特定されます。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

九州新幹線の平成15年度末の一部開通に伴い、環境基本法第16条の規定に基づき、新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年環境庁告示第46号）に規定する地域の類型について、鹿児島県知事が、次のとおり指定しています。

表5-18 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（等価騒音レベル）

（単位：デシベル）

地域の類型	基準値	当てはめる地域
I	70デシベル以下	新幹線鉄道の軌道中心線から両側300メートル以内の地域（以下「対象地域」という。）のうち、別紙図面に黄緑色で表示する地域
II	75デシベル以下	対象地域のうち、別紙図面に赤色で表示する地域

5 発生源対策

(1) 工場・事業場の騒音・振動

事業者が、工場又は事業場を設置しようとするときは、公害を未然に防止する観点から、事前に本市と協議する制度を設けており、公害防止のための注意・指導を行っています。

また、法律又は条例に基づく特定施設を設置しようとする事業者は、30日前までに届出をすることになっており、問題を生じる恐れのあるものについては、この期間に騒音・振動を防止するための対策の指導を行っています。

特定施設を有する工場及び事業場には必要に応じて随時立入検査をし、公害防止について指導しています。

住宅と商工業施設の混在地域については、これまで住商工分離を目標に工場等の移転が進められ改善が図られてきました。現在残っているのは小規模なものが多く、これらについては問題が生じた場合に移転先の確保や資金の調達などが容易でないことが多く、問題の解決を難しくしています。

(2) 建設作業騒音・振動

騒音規制法や振動規制法に基づく特定建設作業をしようとする者は、作業開始の7日前までに届出をすることになっています。

建設作業は苦情が発生しやすいことから、施工者に対して、作業の内容、期間及び公害防止の方法等について、事前に付近住民への周知を徹底するよう、届出の際に指導しています。

また、杭打ち作業については各種の低騒音・低振動の工法が開発されており、これらの工法を採用するよう指導しています。

その他に、苦情の発生しやすいものとして、はつり作業に使用されるさく岩機や建物解体・整地作業に用いられる土木用機械（パワーショベル、ブルドーザ、ダンプカー、トラック等）があります。これらについては現在適切な代替工法がないことなどから、騒音・振動をできるだけ低減するような作業方法や作業時間の制限等を指導しています。また、特定建設作業の届出をする施工者等に対して、「建設工事をされるみなさまへ」の冊子を配布しています。

特定建設作業現場へは、必要に応じて随時、立入検査を行い、状況把握と施工者に対する公害防止の意識啓発を図っています。

(3) 深夜営業騒音等

飲食店等に対する騒音の未然防止対策として、保健所を通じての騒音防止のリーフレットの配布や、建築確認申請前の「公害防止事前協議」のときに騒音防止の指導を行っています。

また、問題のある飲食店等については随時立入調査し、騒音防止の指導を行っています。

(4) 拡声機騒音

拡声機騒音はガソリンスタンド及び店舗等の固定式からのものと、自動車等による移動式からのものがあります。問題のある店舗等については随時立入調査し、騒音防止の指導を行っています。

(5) 生活騒音等

生活騒音は、工場や事業場からの騒音や自動車騒音などと異なり、私たちの一般家庭で、通常の生活をする中で発生することから、お互いが被害者にも加害者にもなる可能性をもっています。

近所に迷惑をかけていないか家のまわりを点検することや、日常のあいさつなどの良好な人間関係づくりが生活騒音防止の重要なカギとなっています。

(6) 自動車騒音

騒音防止対策としては、自動車本体の騒音を低減化する発生源対策、道路網整備等による交通流対策、沿線土地利用の適正化等による沿線対策、遮音壁の設置や路面の改良などによる道路構造の改善などがあります。

新しく道路を建設する場合は、環境基準を達成できるよう建設主体者において、十分な建設計画を立てる必要があります。なお、本市の騒音測定結果は道路行政機関に資料として提供しています。

(7) 道路交通振動

道路交通振動は、道路路面の状態と交通流の大型車両の混入率に大きく影響を受けます。そのため道路交通振動の防止対策としては、道路路面の凹凸を少なくするための維持管理を十分に行うこと等が必要です。